

# 新型コロナウイルス感染症 「陽性」と診断された方は 「埼玉県新型コロナウイルス陽性者登録窓口」 に登録してください

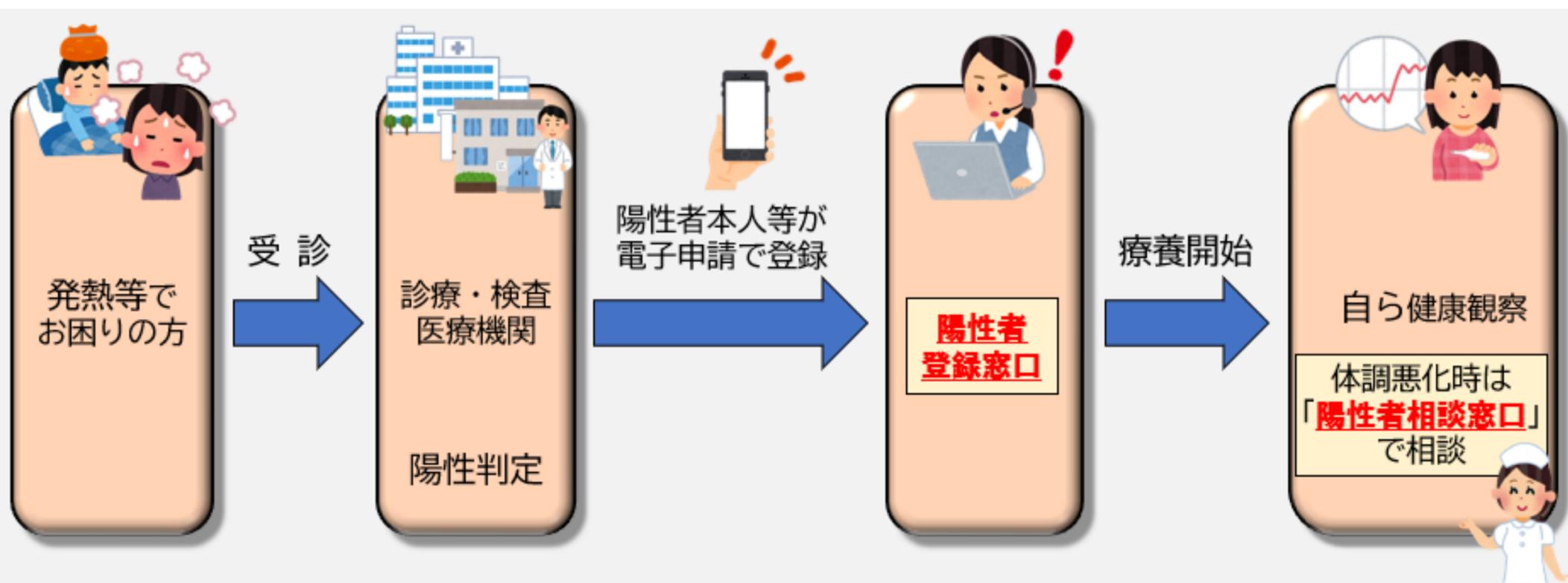
9月26日から、医療機関で「コロナ陽性」と診断された時は、感染症法第44条の3第2項に基づき、ご自身で埼玉県ホームページから「埼玉県新型コロナウイルス陽性者登録窓口」に登録をお願いします。※

※①65歳以上の上方、②入院を要する方、③重症化リスクがあり、コロナ治療薬の投薬や酸素投与が必要な方、④妊婦 はこれまでどおり医師が届出をするので登録は不要です。

陽性者登録を行うと、宿泊療養（ホテル療養）などの支援が受けられます。  
体調が悪化した場合は看護師が対応する「陽性者相談窓口」へご相談ください。  
詳しくは、医療機関で渡されるチラシ又は埼玉県ホームページをご覧ください。



U R L : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19/youseisya-touroku.html>



埼玉県新型コロナウイルス陽性者登録窓口に関するお問合せ

電話 0570-007-989

9:00~18:00 無休 ※おかけ間違いにご注意ください。